



令和7年11月17日

台東区長 服部 征夫 殿

台東区特別職議員報酬及び給料審議会

会長 福留 強



議員の議員報酬の額並びに区長及び副区長並びに教育長の給料の額について（答申）

令和7年10月17日付で東京都台東区特別職議員報酬及び給料審議会条例（昭和39年7月7日台東区条例第31号）第2条第2項に基づき意見を求められた「議員の議員報酬の額並びに区長及び副区長並びに教育長の給料の額」について、別紙のとおり答申いたします。



答 申 書

令和7年11月17日

台東区特別職議員報酬及び給料審議会

台東区特別職議員報酬及び給料審議会委員

会	長	福	留	強
会長職務代理者		宇田川	靖	子
委	員	福	岡	みつゑ
委	員	二	木	忠 男
委	員	春	宮	伸 光
委	員	野	池	幸 三
委	員	青	田	時 子
委	員	鈴	木	隆 夫
委	員	成	田	多恵子

答 申

1. はじめに

本審議会は、東京都台東区特別職議員報酬及び給料審議会条例（昭和39年7月7日台東区条例第31号）第2条第2項に基づき、令和7年10月17日に台東区長から「議員の議員報酬の額並びに区長及び副区長並びに教育長の給料の額」について意見を求められた。

本審議会は、各委員が区内各界の代表としての自覚と責任のもと、公平かつ客観的な立場から、慎重に審議を行い、その結論をこの答申にまとめたものである。

2. 令和7年特別区人事委員会勧告の概要

(1) 月例給

民間従業員給与	職員給与	公民較差
406,322円	391,462円	14,860円(3.80%)

・公民較差14,860円(3.80%)を解消するため、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げ

(2) 特別給（期末手当・勤勉手当）

・年間の支給月数を0.05月引上げ（現行4.85月→4.9月）

3. 現 況

(1) 議員の報酬月額並びに区長、副区長及び教育長（以下「区長等」という。）の給料月額については、直近の改定では、平成29年に0.5%の引上げ、令和元年は区長等のみ0.58%の引下げ、令和6年に1.2%の引上げを行っている。

(2) 期末手当については、令和6年に0.2月の引上げを行い、年間4.1月を支給している。

(3) 令和7年6月現在、議員の報酬月額及び区長等の給料月額は特別区内で概ね中位に位置している。

	月 額	特別区内の順位
議長	930,000円	12位
副議長	798,000円	8位
委員長	662,000円	14位
副委員長	634,000円	14位
議員	611,000円	14位
区長	1,151,000円	14位
副区長	925,000円	12位
教育長	793,000円	17位

4. 審議事項

特別区人事委員会勧告を受けての議員の議員報酬の額及び区長等の給料の額について

5. 審議結果

議員の議員報酬の額及び区長等の給料の額の改定については、次のとおりとすることが妥当であるとの結論に達した。

月 額：3.4%引上げ

期末手当：0.05月引上げ

【理由】

物価の高騰が依然として区民生活や事業活動に影響を及ぼすなか、企業による従業員の生活水準の維持・向上や人材確保の観点から、賃金の引上げの流れが続いている。

本区では、子育て支援や高齢者・障害者へのサービスの充実、災害対策の強化など、区民ニーズの多様化とともに、様々な行政需要が増大している。区民生活に必要な施策を迅速かつ的確に推し進めていくためにも、議員及び特別職については、より一層高度な専門知識や判断力が求められるとともに、これまで以上にその職責は増している。

議員報酬及び特別職の給料については、こうした区を取り巻く社会情勢や、本年の特別区人事委員会勧告並びに国や東京都の給与勧告で示された、職務・職責をより重視した給与制度の整備等の状況を十分に考慮し、月額3.4%引上げ、期末手当は0.05月引上げることが妥当であるとの結論に至った。

	改定後月額	引上げ額
議長	962,000円	32,000円
副議長	825,000円	27,000円
委員長	685,000円	23,000円
副委員長	656,000円	22,000円
議員	632,000円	21,000円
区長	1,190,000円	39,000円
副区長	956,000円	31,000円
教育長	820,000円	27,000円

6. 主な意見

- ・今年の職員の給与勧告の趣旨を踏まえると、それに近い数字で引上げるということは妥当である。また、令和6年度の歳入・歳出の財政状況を踏まえても、財源負担にもならないと考える。
- ・他区との順位比較ではなく、台東区がどれだけ頑張ったのか、それによって、給料を引き上げるか、それとも抑えるべきなのか、そのような考え方も必要なのではないかな。
- ・引上げは妥当だと考えるが、区の財政状況についても判断の材料になると考える。歳入が多いのであれば、給料の引き上げ幅が大きく、逆に下がるということもある。
- ・引上げは妥当である。一般の職員の働きや、財政状況、台東区が何をして、どのように地域が潤っているのか、全体の状態を把握した上で判断していく必要があると考える。

7. おわりに

本審議会は、区長から「議員の議員報酬の額並びに区長及び副区長並びに教育長の給料の額」について意見を求められたものに対して、以上のとおり答申するものである。

議員及び区長等におかれては、職責が増しているなか、多様化する行政課題に的確に対応し、区政伸展のため、より一層取り組まれることを要望する。

なお、本答申については、その内容を十分に尊重していただくよう併せて要望する。また、実施時期については、職員給与との均衡を図ることを意見とする。